

小型空調契約 (選択約款)

令和元年10月1日実施

宮崎ガス株式会社

平成29年 4月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 元年10月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 年 月 日 実施

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適 用 条 件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	3
8. 料金の支払方法	3
9. 単位料金の調整	3
10. 名義の変更	3
11. 契約の変更又は解消.....	3
12. そ の 他	4
付 則	5
1. 実施の期日	5
(別 表)	5
1. 適用区分	5
2. 料金及び消費税等粗糖額の算定方法.....	5
3. 料 金 表1 (小型空調契約第一種) (消費税等相当額を含みます。)	5
4. 料 金 表2 (小型空調契約第二種) (消費税等相当額を含みます。)	6

1. 適用

(1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客様が、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

(2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

(1) 当社は、小売約款等の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

(2) 当社は、小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売約款のみを変更する場合は、小売約款の規定によります。

3. 用語の定義

(1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5Kw(30US.RT)以下のガス吸収式の機器をいいます。

(2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

(3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(5) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計算する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書を用いて、契約種別（小型空調契約第一種、小型空調契約第二種）を明らかにして、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は、次の通りといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 小売約款に定める契約又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合、若しくはこの選択約款に定める他の契約種別へ変更した場合には、変更後の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先だって解約又は契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月のまで同一条件で継続するもとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は小売契約への変更をされた方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は小売契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は小売契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款への変更を申し込まれた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の契約種別又は他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）に基づく料金を、小売約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく料金を、小売約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、小売契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日における専用ガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 適用料金表は、次のとおりといたします。

- ① 小型空調契約第一種 別表の料金表1を適用いたします。
- ② 小型空調契約第二種 別表の料金表2を適用いたします。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

9. 単位料金の調整

当社は、小売約款に基づき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は、2（2）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

12. その他

- (1) その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

令和元年10月1日から実施します。

(別 表)

1. 適用区分

料金表1 小型空調契約第一種に適用いたします。

料金表2 小型空調契約第二種に適用いたします。

2. 料金及び消費税等粗糖額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点第3位以下の端数切捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- (4) 調整単位料金の適用基準は、小売約款の規定によります。

3. 料 金 表 1 (小型空調契約第一種) (消費税等相当額を含みます。)

(1)基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,080.00円
------------------	-----------

(2)基準単位料金

冬期基準単位料金	1立方メートルにつき	130.48円
その他期基準単位料金	1立方メートルにつき	101.01円

(3)調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料 金 表 2 (小型空調契約第二種) (消費税等相当額を含みます。)

(1)基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,430.00円
------------------	-----------

(2)基準単位料金

冬期基準単位料金	1立方メートルにつき	135.75円
その他期基準単位料金	1立方メートルにつき	106.30円

(3)調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。